

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県統計報告調整審議会

開催日時

令和3年10月（書面会議）

開催場所

－（書面会議）

出席者【会長・副会長等】

伊藤匡美【会長】、土屋隆裕【副会長】、
居城琢、新瀧健一、関谷正美、中村健、平湯直子、山北奈穂子

次回開催予定日

未定

所属名、担当者名

統計センター企画分析課、中野

掲載形式

議事録

議事概要とした理由

審議経過

諮問案件「令和2年製造業物資流通調査」

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

・回収率の向上について（調査全般、諮問案件－4頁）

（関谷委員）

郵送とオンライン回答ですが、督促をどこまでするのが難しいと思います。（調査協力する所はするし、協力しないところはいくら督促しても協力しない所はしないと思います。）

（統計センター）

督促については、回答期限を2週間程度経過した後、郵便で調査票を再送するとともに、必要に応じ電話にて督促を実施する予定です。調査の趣旨を説明し、可能な限り回答への協力を求

めて参ります。

・回収率の向上について（諮問案件－４頁）

（土屋委員）

調査時に廃業等が判明した場合には、調査対象の補充を行うのでしょうか。

（統計センター）

調査票を送付する前に、事業所が現在も存在しているかの確認（インターネット検索等）を実施し、廃業や県外への移転等が判明した事業所については、対象から除き他の事業所を補充します。

・回収率の向上について（諮問案件－４頁）

（土屋委員）

回収率ほどの程度を見込んでいるのでしょうか。当初の抽出計画に照らして十分な回収率

（回収数）が得られないときには、どのような対応をとられる予定でしょうか。

（統計センター）

前回調査と同様に、40%程度を見込んでいます。なお、調査の結果、十分な回収数が得られない品目については、他統計調査の結果等から推計した値を利用する予定です。

・回収率の向上について（諮問案件－４頁）

（土屋委員）

調査期間中に、未回答事業所に対する督促を実施される予定でしょうか。

実施されるのであれば、いつ頃どのような方法で実施される予定でしょうか。

（統計センター）

回答期限を2週間程度経過した後、郵便で調査票を再送するとともに、必要に応じ電話にて督促を実施する予定です。

・調査の目的について（諮問案件－４頁）

（中村委員）

「2. 調査の目的」に、「令和2年神奈川県産業連関表の精度向上を図るための基礎資料を得ることを目的とする」とありますが、「令和2年の神奈川県産業連関表を作るためのデータを得ることを目的とする」ではないですか。

実施要領の文を読むと《本調査を行わなくても多少精度は落ちるが神奈川県産業連関表は出来る》という風に読めてしまいますが。

（統計センター）

産業連関表は、様々なデータを用いて作成しており、製造業物資流通調査は、製造業部門で生産された商品を対象に所在地別の出荷状況を把握し、調査で得られた結果により移輸出額等を推計する基礎資料を得るために行っている調査のため、「2. 調査の目的」については、

(案) のとおりとさせていただきます。

また、移輸出額等の推計は、実際に調査を実施し把握する方法（サーベイ法）と、既存の各種統計から推計する方法（ノンサーベイ法）があるため、本調査を行わなくても理論上産業連関表の作成は可能ですが、実際に域内の事業所を対象とした調査を実施しない場合に、他統計調査の結果の推計から得られる数値では実態に即していない可能性があるため、大幅に精度が下がることが想定されます。なお、本県では、標本数の不足等により本調査の結果をそのまま使用することが適切でないと考えられる品目についてのみ、ノンサーベイ法にて他統計調査の結果を推計し利用することとしています。

・調査対象の抽出について（諮問案件－４頁）

（中村委員）

「４．調査の対象」（２）令和２年サービス業県外売上額等調査の記述に、調査対象抽出に際して、「売上データが無いため、従業員規模が売上額に比例すると考えた」とありますが、現在調査中のデータが集まった段階で、上記仮説を検証しておかれると良いと思います。ソフトウェア関連企業は、従業員数が少なくても売上高は膨大になる小企業もありますので。（但し今回の諮問案件ではない第２回審議会諮問案件１に関わることなので、回答無くてもＯＫです。）

（統計センター）

ありがとうございます、次回調査に向けて結果の検証を検討いたします。

・調査の実施期間について（諮問案件－５頁）

（土屋委員）

調査の内容として非常に詳細な事項まで調べることとなっていますが、調査の実施期間が１月４日から３１日までの４週間となっています。過去の経験に照らして十分な調査期間が確保できているでしょうか。調査対象の事業所には、年内に調査実施の予告をしておくなど、記入期間の確保に当たって十分な配慮が必要と思います。

（統計センター）

締切後、督促を行うため、期間を区切る必要があり、過去の実績を考慮し、実施期間を設定しています。

・調査スケジュールについて（諮問案件－５頁）

（中村委員）

内閣府へデータを提出する期限、および、内閣府から結果を県に還元する期限は明確になっていますか。

もし現在決まっていないのであれば、内閣府に期限を明示するよう要求し、本統計調査実施全体のスケジュールを明確にしてから、調査開始することをお願いします。

（統計センター）

内閣府が目標とするスケジュールでは、内閣府への提出期限は、令和4～5年度、内閣府からの結果データの提供は令和6年度以降と示されております。都道府県によって、調査の実施時期が令和3年度の場合、または4年度の場合があるため、スケジュールに幅を持たせています。本県の調査開始時期については、(案)のとおりとさせていただきます。

・調査結果の公表時期について（諮問案件－5頁）

（平湯委員）

「令和7年度に公表する」と記載がありますが、2頁には「令和7年6月」と記載があります。確定しているのであれば「令和7年6月」と記載したほうが良いのではないのでしょうか。

（統計センター）

今後の作業スケジュールにより、公表時期は前後することが想定されますので、5頁の実施要綱についてはこのままの記載とさせていただきます。なお、2頁の県統計調査の概要は、現時点での予定を示すものです。

・調査依頼文について（諮問案件－9頁）

（土屋委員）

電子申請システムでダウンロードする調査票の実物を確認することはできるでしょうか。

（統計センター）

別添のとおり、電子申請システムでダウンロードする調査票（エクセル）をお送りします。

・調査依頼文について（諮問案件－9頁）

（中村委員）

紙面中段に、「〇〇商事（株）様の 利用者ID： パスワード： 」の欄がありますが、IDとPWは印字された状態で、調査票とともにこの別紙が送付されるのですか。

（統計センター）

記載いただいたとおり、事業所ごとに利用者ID・パスワードを印字し送付します。

・調査依頼文について（諮問案件－9頁）

（中村委員）

STEP 3 説明の2行目「STEP 2 で記入した調査票をアップロードして送信し」とありますが、「STEP 2 で記入した調査票をパソコンに一時保管した後、アップロードして送信し」としたほうが、アップロード作業中の操作ミスを防止し、入力やり直しの時間損失を減らせます。

但し、STEP 1 ②の「手続きガイド」に記載されているのであれば、別紙での記載は不要です。

（統計センター）

STEP 2 で、「回答を記入して、パソコンに保存します。」と記載していますので、STEP 3 では、「記入した調査票をアップロードして送信」としています。そのため、(案)のとおりとさせていただきます。

・調査依頼文について（諮問案件－9頁）

（平湯委員）

四角囲み箇所の中に例として記載されている「統計商事（株）」は不要ではないでしょうか。「blank+様」のみで十分と思います。

（統計センター）

ご指摘のとおり、資料を修正します。

・調査票について（諮問案件－10頁）

（居城委員）

調査票で、神奈川県部分、うち横浜市～は他の県とは違う部分ですので、セルで枠を作り、他県と神奈川県分を区別しやすくすべきかと思えます。

（統計センター）

ご指摘のとおりと考えますので、セルで枠を作り、他県と神奈川県分を区分するよう修正します。

・調査票について（諮問案件－10頁）

（土屋委員）

電子申請システムを用いた調査票では、例えば品目名を選べば品目コードは自動入力されたり、百分率で入力する代わりに金額での入力も認め、自動的に百分率に変換するなど、少しでも記入者負担の軽減につながる工夫を行うのがよいと考えます。

（統計センター）

ご意見ありがとうございます、記入者負担の軽減につながるよう電子申請システムを用いた調査票では、品目名を選べば、品目コードを自動表示できるよう修正します。

百分率で入力する代わりに金額で入力することについては、全国共通の調査票を用いているため、修正することはできませんが、金額での記載を希望される事業者の方には、個別に対応させていただきます。

・調査票について（諮問案件－10頁）

（中村委員）

調査票で事業所の当該年間売上高を聞いていませんが、調査票表頭の各品目毎の「自工場生産額」の合計値＝売上高と考えているのでしょうか。

また、当該事業所の従業員数（当該年度平均または12月末）を聞いていませんが、産業連関表作成上は必要のないデータですか。業種ごとに従業員数と出荷額（売上高）の関係は異なるものと考えられます。次回統計調査の抽出サンプル検討には使えるデータと思います。

（統計センター）

製造業物資流通調査は、製造業部門で生産された商品を対象に、専ら出荷状況を明らかにす

るために実施しており、売上高については調査項目としていません。

なお、出荷状況に限定している理由としては、調査対象範囲の確定や調査対象者における回答などが比較的容易と考えられることと、他都道府県等で行われた同様の調査から得られたそれぞれの出荷状況を組み合わせることで、本県への入荷状況も明らかにすることが可能と考えられるからです。

前回の審議会に諮問させていただきましたサービス業県外売上額等調査では、調査対象事業所を抽出する際の基準として、従業員数を利用しています。

また、次回調査の抽出に際しては、事業所母集団データベースにより、調査時点で最新の従業員数を把握することができるため、今回の調査結果を次回調査の抽出の際に利用することはありません。

・調査票の記入方法について（諮問案件－11頁）

（中村委員）

最終消費地の判断について、最終消費財を製造している企業は良いですが、部品加工専門事業所（小企業が多いと思います）などにとって、判断が難しいように思います。複数の事例を分かり易く記述すると良いのではないかと。

例えば、四日市市にある自動車エンジン用カムシャフトの切削加工を担当している企業は、発注元（愛知県の自動車製造会社またはTier-1部品企業）から素材の鍛造品を仕入れ、切削加工して、次工程の焼き入れ専門工場（浜松市の中小企業）へ納入する、というような場合が往々にしてあります。この場合、消費地別の内訳を記述する際、出荷先の焼き入れ工場のある静岡県なのか、発注元の愛知県なのか、あるいはそのカムシャフトが組み込まれたエンジンを搭載した車が売れた最終消費地の県（または海外）なのか、「調査票記入例」では判断できないようですが、如何でしょうか。このような例は沢山ありそうですが。

『分からない場合「不明」の欄に記入してください』との記述がありますが、前回の本統計調査の結果では、不明欄に記入があったのは何%発生していましたか。少なくとも統計データとして誤差範囲の発生量なのか否かをご確認ください。

（統計センター）

資料06_記入手引p. 4に「⑦ 消費地別構成比」の説明があり、記入いただいた例については、1つ目の◆「貴事業所の製品が「部分品・中間製品（次工程にくみこまれるもの）」の場合」に該当し、最終消費地は静岡県となります。ご指摘のとおり、記入例や記入手引に記載されていない様々な例が想定されるため、問合せ等があった際には丁寧に説明させていただきます。

なお、前回、不明欄に記入があったのは0.8%でした。

・調査票記入の手引について（諮問案件－12頁）

（関谷委員）

「3 調査事項」について、調査事項は文面を強調したほうが良いと思います。（調査の目的

が一目でわかるために)

(統計センター)

「3 調査事項」について、調査事項の記載部分を強調するよう修正します。

・調査票記入の手引について (諮問案件-12頁)

(土屋委員)

「調査内容を他に漏らしたり…ありません」とある一方で、諮問案件-5頁では「データを内閣府へ送付する」とあります。調査対象は、データは神奈川県で利用されるものと考え、内閣府へ送付されるとは考えない可能性があるように思います。この点に関して、調査対象への追加の説明が必要と考えます。

(統計センター)

「調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません」とあり、内閣府へのデータ提供は統計の目的のために使用すること、さらに統計法及び県統計調査条例に基づき提供することから、追加の説明を行う必要はないと考えます。なお、内閣府以外に今後統計法及び県統計調査条例に基づきデータ提供の必要性が生じた場合にも、同様の対応となることも考慮しています。

・調査票記入の手引について (諮問案件-13頁)

(関谷委員)

「4 調査の対象」について、他の事業所とそのままの説明が分かりづらいと思います。

(統計センター)

これまでの調査の継続性を考慮し、(案)のとおりとさせていただきます。なお、問合せがあった際には、丁寧に説明させていただきます。

・調査票記入の手引について (諮問案件-14頁)

(伊藤委員)

今回調査から「生産者販売価格」が「工場出荷価格」に変更されたのは、なぜなのでしょうか。

(新瀧委員)

工場出荷価格について、前回調査の「生産者販売価格」から今回調査では「工場出荷価格」に変更した理由をお教えてください。

(統計センター)

調査票については、内閣府より各都道府県へ示された共通調査票を用いており、用語の変更理由については、生産者価格と紛らわしいため、この文言を使用せず修正すると説明がありました。

・調査票記入の手引について (諮問案件-14頁)

(関谷委員)

工場出荷価格とは消費者が店頭で製品を手にするときの価格（（小売価格）ではなく、事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（卸売り価格）であることを入れたほうが良いのではないか。

(統計センター)

ご意見ありがとうございます。ただし、小売価格や卸売り価格には、様々な定義があるため、(案)のとおりとさせていただきます。

・調査票記入の手引について（諮問案件－14頁）

(平湯委員)

「工場出荷価格とは」の囲みの中の2つめの「・」に、「荷造量」とありますが正しくは「荷造料」でしょうか。

(統計センター)

ご指摘のとおり、資料を修正します。

・調査票の記入方法について（諮問案件－16頁）

(中村委員)

回答者が自事業所で製造している物品の「品目コード」を探すために、かなりの時間を費やしそうですが、「品目コード」の検索機能は県のホームページに掲載されていますか。

もし検索できるものが無いのであれば、製造業物資流通調査品目表を単語の簡易検索が可能なExcel版として、対象企業・事業所が閲覧可能な（県の）HPにアップし、ダウンロードしてもらえると良いと考えます。（県の僅かな手間で、多くの事業所担当者の工数が削減できます）

(統計センター)

送付する調査票については、事業所ごとに「品目名」及び「品目コード」をプレプリントしたものを送付します。また、調査実施時には、資料07_記入手引（付表）を県ホームページ上に掲載しますので、検索が可能です。

・抽出計画について（諮問案件－38頁）

(土屋委員)

調査対象は出荷額シェアが70%以上となるようにしても、回収率は40%程度とのことですから、実態を十分に把握し切れていない可能性があります。回収率が上がらない原因を突き止め（調査期間が短いためか、回答が難しい調査内容のためか、繁忙期で時間がないためか等）、調査実施方法を改善する余地がないか検討する必要があると考えます。未回収が多い品目について他統計から推計した値を用いる場合には、その方法を十分に検討する必要があると考えます。

(統計センター)

ご指摘のとおり、回収率の向上は課題の1つとして認識しています。原因としては、主に調査内容が複雑であることが挙げられますが、全国共通の調査票であり調査内容を変更することは難しいため、調査の必要性をより丁寧に説明するとともに、督促の実施等により回収率の向上につなげたいと考えています。

他統計調査から推計した値を利用する品目については、国から示された推計方法を用いるとともに、必要に応じ、統計調査相談指導事業を活用し、学識者から助言を頂きながら検討を進める予定です。

・母集団名簿について（諮問案件－43頁）

（新瀧委員）

母集団名簿について、母集団名簿の基となる統計は、2020年工業統計表ですか。

経産省からの支援がなくなったとのことですが、「神奈川県工業生産指数」を令和2年基準へ改定する際にも支援はありませんか。基準年改定時に支援がある場合、本調査の母集団名簿作成と共通化することの可否をお教えてください。

（統計センター）

母集団名簿は、2019年工業統計調査を利用しています。「神奈川県工業生産指数」の基準改定時にも支援はありません。

・諮問案件全般について

（山北委員）

審議案件を確認し、また他委員の方々の質問及び回答を確認させていただく中で、今回の調査実施に問題ないと考えております。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告することを条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

会議資料

統計センターで閲覧できます。